

東京都板橋区資源の集団回収事業に係る支援要綱

(平成12年 2月 2日区長決定)

(平成16年 8月 1日一部改正)

(平成20年 4月 1日一部改正)

(平成20年12月 4日一部改正)

(平成23年 7月 1日一部改正)

(平成26年 4月 1日一部改正)

(平成29年 4月 1日一部改正)

(平成30年 4月 1日一部改正)

(令和3年 4月 1日一部改正)

(令和5年 4月 1日一部改正)

(令和7年 4月 1日一部改正)

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例（平成11年板橋区条例第49号。以下「条例」という。）第3条第3項及び第14条の規定に基づき、廃棄物を資源として再利用することを目的として行う区民の集団による自主的活動（以下「集団回収事業」という。）の支援並びに資源回収等を業とする事業者に対する協力要請及び支援に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 資源 廃棄物のうち登録団体が再利用を目的として回収し、資源回収を業とする事業者引き渡すものをいう。
- (2) 登録団体 区内に居住し、資源の自主的な回収を目的として10世帯以上により構成され、第4条の規定に基づき登録された団体をいう。
- (3) 登録回収業者 古紙等の資源回収を業とする事業者で、第10条の規定に基づき登録されたものをいう。

(区長の責務)

第3条 区長は、登録団体の活動状況を把握し、その育成、拡大に努めるものとする。

2 区長は、登録団体の活動が、継続的かつ活発に行われるよう、登録団体との連絡を密にするとともに、資源の再利用について周知啓発を行うものとする。

- 3 区長は、登録団体と登録回収業者との間の連絡調整を行うものとする。
- 4 区長は、登録団体の求めに応じ登録回収業者を紹介するものとする。

第2章 登録団体に対する支援

(集団回収団体の登録)

第4条 集団回収事業を目的とする団体は、当該団体の総会の議事録等を添付した集団回収事業実践団体登録申請書兼支払金口座振替依頼書（別記第1号様式）により区長に申請し、登録団体となることができる。

- 2 区長は、前項により申請した団体について、当該申請書の記載事項を確認のうえ登録団体として登録し、集団回収事業実践団体登録証（別記第2号様式）（以下「団体登録証」という。）を交付する。

(登録団体の活動)

第5条 登録団体は、回収業者と連絡調整を密に行い、集団回収事業の円滑な実践を行うものとする。

- 2 登録団体は、取扱品目及び集荷場所について、交通及び環境衛生上支障のない品目及び場所を選定するようにしなければならない。
- 3 登録団体は、取扱品目について、交通及び環境衛生上支障のないよう、回収業者に引き渡さなければならない。

(登録団体の活動報告等)

第6条 登録団体は、資源回収実績を、集団回収事業登録団体資源回収内訳実績報告書（別記第3号様式）（以下「実績報告書」という。）に計量証明書を添付し、翌月の10日までに区長に報告しなければならない。

- 2 登録団体は、代表者、団体名等の登録内容を変更するときは、集団回収事業登録団体代表者等変更届兼支払金口座振替依頼書（別記第4号様式）により、速やかに区長に届出なければならない。
- 3 登録団体は、取扱品目、活動実施日等の団体の活動内容を変更するときは、集団回収事業登録団体活動内容変更届（別記第4号の2様式）によりあらかじめ区長に届出なければならない。
- 4 登録団体は、紛失又は盗難により、団体登録証の再交付が必要な場合は区長に届出し、集団回収事業実践団体登録証再交付申請書（別記第4号の3様式）により再交付を受けることができる。
- 5 登録団体は、団体の登録を廃止するときは、第5条に規定する活動の最終日から30日以内に集団回収事業実践団体登録廃止届（別記第5号様式）により区長に届出なければならない。

6 登録団体の登録廃止日は、区長が決定をした日とする。

(勧告)

第7条 区長は、必要があると認めるときは、登録団体の活動内容等について、調査を行い、又は報告を求めることができる。

2 区長は、前項の調査又は報告の結果、登録団体が条例第34条の2に違反しているとき、又は、集団回収活動の適正な実施を勧告するものとする。

(登録団体報奨金の支給)

第8条 区長は、登録団体に対し、資源回収実績に応じ、予算の範囲内で報奨金を支給する。

2 報奨金の対象となる回収品目は、別表1に定める。

3 報奨金は、実績報告書に基づき4月から9月までの実績分については11月に、10月から3月までの実績分については5月に支給する。ただし、区長が特別な事由があるとき、又は、認められる場合には、他の時期に支給することができる。

4 区長は、報奨金額の算定をしたときは、報奨金算定簿(別記第6号様式)により支出処理をする。

5 報奨金は、登録団体が集団回収事業実践団体登録申請書兼支払金口座振替依頼書(別記第1号様式)又は集団回収事業登録団体代表者等変更届兼支払金口座振替依頼書(別記第4号様式)により指定した預金口座への振込みにより支払う。

6 報奨金の額は、対象となる半期の業者報奨金の額により変動し、1kgあたり上限を6円、下限を4円とし支給する。

7 区長は毎年4月1日現在第5条に規定する活動を実施している団体で、かつ前年度に回収実績がある団体に対し、消耗品購入費として1団体につき9,000円を5月に支給する。

(褒賞)

第9条 区長は、資源の回収を通じ、ごみの減量及び資源の有効活用に貢献した登録団体に対し、感謝状を贈呈する。

2 前項の感謝状の贈呈に関する基準及び手続については、別に定める。

第3章 登録回収業者に対する支援

(集団回収業者の登録)

第10条 集団回収事業に参加する事業者(以下「回収業者」という。)は、集団回収事業に参加しようとする年度の前年度の1月4日から1月末日まで(以下「登録申請期間」という。)に、集団回収事業回収業者登録申請書(別記第8号様式)に集団回収事業登録

団体活動状況報告書（別記第 8 号の 2 様式）を添えて区長に申請し、登録回収業者となることができる。

- 2 区長は、必要に応じて前項の規定に関わらず、登録申請期間以外も申請を受理することができる。
- 3 区長は、前項により申請した回収業者について、当該申請書及び報告書の記載事項並びに別に定める登録対象事業者の要件を満たすことを確認のうえ登録回収業者として登録し、集団回収事業回収業者登録証（別記第 9 号様式）（以下「業者登録証」という。）及び集団回収車車両標示物を交付する。
- 4 第 13 条第 2 項の規定により登録の取消しを受けた者は、当該登録の取消しを受けた日から当該日の属する年度の翌年度の末日までの期間は、登録回収業者となることできない。

（登録回収業者の活動）

- 第 11 条 登録回収業者は、登録団体と契約した回収品目を、取り残しのないよう回収しなければならない。
- 2 登録回収業者は、資源の回収を行うときは業者登録証を携帯し、登録団体又は区長の請求に応じて提示できるようにしなければならない。
 - 3 登録回収業者は、業者登録証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
 - 4 登録回収業者は、登録団体への助言及び指導を行うこととする。

（登録回収業者の活動報告等）

- 第 12 条 登録回収業者は、資源回収実績を集団回収事業登録回収業者業務報告書（別記第 10 号様式）（以下「業務報告書」という。）により、翌月の 10 日までに区長に報告しなければならない。
- 2 登録回収業者は、登録年度の途中で代表者、使用車両等の登録内容を変更するときは、集団回収事業回収業者登録内容変更届（別記第 11 号様式）により、速やかに区長に届出なければならない。
 - 3 登録回収業者は、紛失又は盗難により、業者登録証の再交付が必要な場合は速やかに区長に届出し、集団回収事業回収業者登録証再交付申請書（別記第 11 号の 2 様式）により再交付を受けなければならない。
 - 4 登録回収業者は、回収業者の登録を廃止するときは、第 11 条に規定する活動の最終日から 30 日以内に集団回収事業回収業者登録廃止届（別記第 12 号様式）により区長に届出なければならない。
 - 5 登録回収業者の登録廃止日は、区長が決定をした日とする。

（勧告・登録の取消し）

第 13 条 区長は、必要があると認めるときは、登録回収業者の事業内容等について、調査を行い、又は報告を求めることができる。

2 区長は、前項の調査又は報告の結果、登録回収業者が別に定める遵守事項に違反していると認めるときは、登録を取り消すことができる。

3 前項の規定により登録を取り消された者は、直ちに業者登録証及び集団回収車車両標示物を区長に返還しなければならない。

(登録回収業者報奨金の支給)

第 14 条 区長は、登録回収業者として登録団体から資源を回収した回収業者に対し、資源回収実績に応じ、予算の範囲内で報奨金を支給する。

2 報奨金の対象となる回収品目は、別表 2 に定める。

3 報奨金は、業務報告書及び登録団体から提出される実績報告書に基づき、毎月支給する。

4 報奨金の額は、毎月の古紙の市況の相場の月平均単価を参考に、品目ごとに 1 kg あたり 10 円を上限とし、上限となる 10 円と月平均単価との差額を支給する。

5 報奨金は、登録回収業者が支払金口座振替依頼書（別記第 13 号様式）により指定した預金口座への振込みにより支払う。

(委 任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、資源環境部長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 東京都板橋区集団回収支援事業実施要綱（平成 5 年 4 月 1 日区長決定）は、廃止する。

付 則

この一部改正は平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は平成 20 年 12 月 4 日から施行し、同年 10 月の実績分から適用する。

付 則

この一部改正は平成 23 年 7 月 1 日から施行する。ただし、当面の間、一部改正前の様式を使用することができる。

付 則

この一部改正は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は平成２９年４月１日から施行する。ただし、当面の間、一部改正前の様式を使用することができる。

付 則

この一部改正は平成３０年４月１日から施行する。ただし、当面の間、一部改正前の様式を使用することができる。

付 則

この一部改正は令和３年４月１日から施行する。ただし、当面の間、一部改正前の様式を使用することができる。

付 則

この一部改正は令和５年４月１日から施行する。

付 則

この一部改正は令和７年４月１日から施行する。

別表１ （第８条第２項関係） 登録団体報奨金対象品目

(1)新聞	(6) スチール缶
(2)雑誌	(7) アルミ缶
(3)段ボール	(8) リターナブルびん
(4)紙パックその他古紙	(9) ワンウェイびん
(5)布類	

別表２ （第１４条第２項関係） 登録回収業者報奨金対象品目

(1)新聞	(4)紙パックその他古紙
(2)雑誌	(5)布類
(3)段ボール	

集団回収事業実践団体登録申請書
兼支払金口座振替依頼書

年 月 日

（宛先） 板橋区長

団 体 名

代表者氏名

資源の集団回収事業を推進しますので、下記のとおり団体の登録を申請します。
記

1	団 体 名				
2	代 表 者	住 所	〒 板橋区		
		フリガナ		電 話 番 号	
		氏 名			
	担 当 者	住 所	〒		
		フリガナ		電 話 番 号	
氏 名					
	書類送付先	☐ 代表者 ☐ 担当者 （該当項目に✓を入れてください）			
3	活 動 区 域		団 体 の 構 成 世 帯 数	世 帯	
4	取 扱 品 目	※該当する番号を○で囲んでください。 (1)新聞 (2)雑誌 (3)段ボール (4)紙パックその他古紙 (5)布類 (6)スチール缶 (7)アルミ缶 (8)リターナブルびん (9)ワンウェイびん			
5	活 動 開 始 年 月 日	年 月 日	活動実施予定回数	回／月・ 回／年	
6	実 施 日	毎週 曜日・ 毎月第 曜日・ 毎月 日・ 随時			
7	主 な 活 動 拠 点		集荷場所数	箇所	
8	保 管 場 所	箇所（場所の種類）			
9	回 収 業 者 ※取扱品目は 2業者以上の 場合に記入	名 称		名 称	
		住 所		住 所	
		電話番号		電話番号	
		※取扱品目		※取扱品目	
報 奨 金 振 込 口 座	金 融 機 関 名	銀 行・信用金庫 信用組合・農 協		支 店	
	預 金 種 別	普 通 ・ 当 座	口 座 番 号		
	フリガナ				
	口 座 名 義				

※口座名義については、必ず通帳の記載どおりに正確にご記入ください。

代表者氏名と口座名義が異なる場合は、次の委任状にご記入ください。

委 任 状

私は、上記の振込口座欄に記入した者を受任者として定め、報奨金を受領する権限を委任します。

年 月 日

（宛先）板橋区長

団 体 名

代表者氏名

登録番号	
------	--

集団回収事業実践団体登録証

団 体 名 _____

代表者名 _____

住 所 _____

貴団体を資源の集団回収事業実践団体として承認します。

下記事項に留意のうえ、活動をすすめてください。

年 月 日

東京都板橋区長

記

- 1 資源回収実績を「集団回収事業登録団体資源回収内訳実績報告書」（別記第3号様式）に計量証明書を添付し、実施日翌月の10日までに報告してください。
- 2 団体の代表者・名称等の登録申請内容に変更があった場合、団体の活動内容を変更する場合は、速やかに連絡してください。また、活動停止等により団体の登録を廃止する場合は、東京都板橋区資源の集団回収事業に係る支援要綱第5条に規定する活動の最終日から30日以内に「集団回収事業実践団体登録廃止届」（別記第5号様式）を提出してください。

～資源の集団回収事業は、人と資源と地球のネットワーク～

集団回収事業登録団体資源回収内訳実績報告書

年 月 日

宛先
板橋区長

回収業者名

実践団体名

代表者氏名

電話

実施日 年 月 日

下記のとおり、資源回収実績を報告します。

資 源 回 収 明 細					
品 目		総 量 kg	1kg当たり 単 価	売 払 金 額 円	備 考
① 紙 類	新 聞				
	雑 誌				
	段 ボ ー ル				
	紙 パ ッ ク				
	そ の 他 古 紙				
② 布 類					
金属 類	ス チ ー ル 缶				
	ア ル ミ 缶				{ 一升びん類 本 ビール瓶 本 その他 生きびん類 本
びん 類	リターナブルびん				
	ワンウェイびん				
① + ② の 合 計					
合 計					

1. 本報告書は、実施翌月の10日までに資源循環推進課へ提出してください。
2. リターナブルびんは、計量しない場合は、1本0.6kgとして換算してください。
また、kg未満の端数は、切り捨ててください。
3. 合計欄のkg未満の端数は、切り捨ててください。

登録番号

集団回収事業登録団体代表者等変更届
兼支払金口座振替依頼書

年 月 日

（宛先） 板橋区長

団 体 名

代表者氏名

下記のとおり変更したので届け出します。

記

変 更 理 由		変 更 年 月 日	年 月 日
---------	--	-----------	-------

※変更する項目の□に✓を入れ、変更内容をご記入ください。

変 更 事 項	変 更 内 容			
□ 団 体 名	新			
	旧			
□ 代 表 者 報奨金振込口座を 必ずご記入ください	新	フリガナ		
		氏 名		
		住 所	〒 板橋区	
		電 話 番 号		
□ 担 当 者	新	フリガナ		
		氏 名		
		住 所	〒	
		電 話 番 号		
□ 書 類 送 付 先	□ 代表者 □ 担当者 （該当項目に✓を入れてください）			
□ 報 奨 金 振 込 口 座	金 融 機 関 名	銀 行 ・ 信 用 金 庫 信 用 組 合 ・ 農 協		支 店
	預 金 種 別	普 通 ・ 当 座	口 座 番 号	
	フ リ ガ ナ			
	口 座 名 義			

※報奨金振込口座については、必ず通帳の記載どおりに全て正確にご記入ください。

代表者氏名と口座名義が異なる場合は、次の委任状にご記入ください。

委 任 状

私は、上記の振込口座欄に記入した者を受任者として定め、報奨金を受領する権限を委任します。

年 月 日

（宛先） 板橋区長

団 体 名

代表者氏名

登録番号

集団回収事業登録団体活動内容変更届

年 月 日

（宛先） 板橋区長

団 体 名

代表者氏名

下記のとおり変更したので届け出します。

記

変更事項	変更内容			
☐ 取扱品目	新	※変更後の取扱品目（全て）の番号を○で囲んでください。 (1)新聞 (2)雑誌 (3)段ボール (4)紙パックその他古紙 (5)布類 (6)スチール缶 (7)アルミ缶 (8)リターナブルびん (9)ワンウェイびん		
	追加品目： 廃止品目：			
☐ 活動実施日	新	毎週	曜日・毎月第	曜日・毎月 日・随時
	旧	毎週	曜日・毎月第	曜日・毎月 日・随時
☐ 回収業者	新	フリカゝサ 名 称		
		住 所		
		電 話		
		取扱品目 (2業者以上の場合)		
	旧	フリカゝサ 名 称		
変 更 年 月 日	年 月 日			
変 更 理 由				

※変更する項目のみ、□に✓を入れ、変更内容をご記入ください。

また、回収業者の取扱品目については、回収業者が2業者以上の場合のみご記入ください。

登録番号	
------	--

集団回収事業実践団体登録証再交付申請書

年 月 日

（宛先） 板橋区長

団 体 名	
代表者名	
住 所	
電 話	

下記により登録証の再交付を申請します。

記

申請理由	
------	--

登録番号	
------	--

集団回収事業実践団体登録廃止届

年 月 日

（宛先） 板橋区長

団 体 名	
代表者名	
住 所	
電 話	

下記により集団回収事業実践団体登録を廃止します。

記

廃 止 理 由	
活動の最終日	年 月 日

$$/ \quad / \quad \sim \quad / \quad /$$
[illegible]

集團回收事業回收業者登録申請書

年 月 日

(宛先) 板橋区長

下記により資源の集団回収事業回収業者の登録を申請します。

記

(フリカ`ナ)

1 名称

(フリカ`ナ)

2 代表者名

3 住所

4 電話

[F A X]

〔携帯電話〕

5 登録証枚数 枚

※登録証を必要とする車両番号を記入し、車検書の写しを添付してください。

6 取扱品目（該当番号を○で囲んでください）

(1)紙 類 (2)布 類 (3)空き缶等金属類 (4)びん等ガラス類

(5) その他 ()

[illegible]

記入例です。

板橋区集団回収団体として登録されている番号を記入してください。

毎週回収の場合 下記の例のように毎火と記入してください。

回収をしている品目に○をつけてください。

集团回收団体活動状況報告書

平成 22 年 1 月 現在

取 扱 業 者 名 ◇ ◇ ◇ 商店

[illegible]

業者登録番号

集団回収事業回収業者登録証

名 称

住 所

代表者名

車両番号

貴方を資源の集団回収事業回収業者として承認します。
裏面の注意事項に留意のうえ、活動をすすめてください。

年 月 日

東京都板橋区長

（裏面）

注 意 事 項

- 1 この登録証の有効期間は、 年 月 日から 年3月31日までの期間とします。
- 2 「集団回収事業登録回収業者業務報告書」（別記第10号様式）を、翌月の10日までに板橋区へ提出してください。
- 3 代表者等、登録申請内容に変更があった場合は、速やかに連絡してください。事業を廃止する場合は、東京都板橋区資源の集団回収事業に係る支援要綱第11条に規定する活動の最終日から30日以内に「集団回収事業回収業者登録廃止届」（別記第12号様式）を提出してください。
- 4 この登録証は常に携帯し、団体等から依頼があったときは提示してください。
- 5 この登録証を紛失又は盗難に遭った時は、速やかに資源循環推進課へ届け出てください。
- 6 団体との連絡は、登録回収業者が責任を持って行い、区民の信頼を損なわないよう努めてください。もし、区民の信頼を著しく損なう行為が認められた場合、登録を抹消することがあります。

～資源の集団回収事業は、人と資源と地球のネットワーク～

第10号様式(第12条関係)

集團回収事業登録回収業者業務報告書

年

1

月分

業者番号

業者名

--

[illegible]

集団回収事業回収業者登録内容変更届

年 月 日

(宛先) 板橋区長

名 称

下記のとおり変更したので届け出します。このことについて、登録証を交付してください。

記

変更事項	変更内容	
☐ 名 称	新	
	旧	
☐ 住 所 等 (Tel・fax等についても記入)	新	
	旧	
☐ 代 表 者 名	新	
	旧	
☐ 使用車両番号 ※変更車両番号のみ記入	新	
	旧	
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 理 由		

※変更する項目のみ、□に✓を入れ、変更内容をご記入ください。

業者登録番号

集団回収事業回収業者登録証再交付申請書

年 月 日

（宛先） 板橋区長

名 称	
代表者名	
住 所	
電 話	

下記により登録証の再交付を申請します。

記

申請理由	紛失・盗難 ・その他（具体的に： ） ※該当理由に○をつけてください。
該当車両番号	

業者登録番号

第12号様式（第12条第4項関係）

集団回収事業回収業者登録廃止届

年 月 日

（宛先） 板橋区長

名 称	
代表者名	
住 所	
電 話	

下記により回収業者登録を廃止します。

記

廃 止 理 由	
活動の最終日	年 月 日

※業者登録証及び集団回収車車両標示物を返却してください。

支 払 金 口 座 振 替 依 頼 書

板橋区から当社に支給される報奨金は、口座振替の方法をもって、下記口座に振り込んでください。

年 月 日

（宛先）板橋区長

名 称
代表者名
住 所
電 話

振込先（必ず、通帳を確認のうえご記入ください。）

振込先 金融機関名	銀 行 信用金庫 信用組合 農 協	支店
預金種別	普通・当座	口座番号
住 所	板橋区	
フリガナ		
口座氏名		

※口座氏名は、肩書のある場合、必ず肩書から記入してください。

※代表者と口座名義氏名が異なる場合は、次の委任状にご記入ください。

委 任 状

私は、上記の振込口座欄に記入した者を受任者として定め、報奨金を受領する権限を委任します。

年 月 日

（宛先）板橋区長

代表者